（令和７年度(2025年度)消費生活モニター募集要領　別表１）

**消費生活モニターとして活動いただく際の留意事項**

１　北海道の消費生活モニターとして活動するにあたり、次の留意事項についてご確認ください。

1. 消費生活モニターとして活動する際は、各種法令等の遵守をお願いします。
2. 道が主催するモニター研修会への出席以外の交通費は支給しませんので、食料品等の毎月の価格調査は、10日前後にご自身が店舗でお買い物をする際にお願いします。家庭用燃料等の価格調査は、電話等による聞き取り調査も可能です。
3. 店舗側の都合で価格調査にご協力いただけない場合は、調査を中止し、所管の総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課（以下「環境生活課」という。）にご相談ください。
4. モニター番号、毎月の価格調査等の対象としている店舗及び店舗が特定できるような情報は、外部に漏らさないでください。
5. 道と消費生活モニターの関係は雇用契約や業務委託契約には該当しません。このため、モニターが活動したことにより、生じた損害について、道は責任を負うことができません。困難が生じた場合は、ただちに調査を中止してください。
6. 転居や委嘱辞退などの場合は、１か月以内に環境生活課へお申し出ください。

２　上記１をお守りいただけない場合又はその他の事由によりモニターとして引き続き委嘱することが適当でないと認めた場合は、委嘱を取り消すことがあります。